

日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル2003年の提言に対する

欧州委員会よりのプロGRESレポート

ブリュッセル、2004年4月

2003年、日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）はEUおよび日本のリーダーに向けた提言「*持続的な成長と競争力のための新たな課題：相互投資の促進とEU拡大による利益の確保*」を発表した。

2003年5月27・28日にブリュッセルで開催されたBDRT年次会議で採択されたこの提言は、欧州委員会による十分な検討を受けたものである。

本書では、BDRTが示した様々な提言についての考慮や実施における進捗状況を概説する。

それぞれの提言（または同一の問題／話題に関する一連の提言）について、その要旨を示した後、実現された措置およびその現状を説明する。最後に今後の実施見通しを示す。

本経過報告書は4つの部分に分けられ、それぞれ次のような問題を取り上げる。

- － 貿易と投資
- － WTO
- － 会計と税の問題
- － 情報化社会

## 目 次

|      |                                   |    |
|------|-----------------------------------|----|
| 1    | 貿易と投資                             | 4  |
| 1.1. | 貿易分野における二者間対話の緊密化                 | 4  |
| 1.2  | 「外国直接投資の促進に関する枠組み協定」(FDI 協定)締結の要請 | 6  |
| 1.3  | EU 拡大                             | 8  |
| 1.4  | 税制に関係する投資障壁の排除                    | 10 |
| 1.5  | 事業開発の促進: 人的資源への配慮—社会保障条約          | 13 |
| 1.6  | EU 域内での労働者の円滑な移動                  | 14 |
| 1.7  | 規制改革を通じた新規事業開発の促進                 | 15 |
| 1.8  | 関税分類の適正な決定                        | 17 |
| 1.9  | 化学物質管理に関する欧州委員会規則案                | 19 |
| 1.10 | 共同体特許                             | 21 |
| 2    | WTO                               | 22 |
| 2.1  | 世界貿易機関に関する政策声明                    | 22 |
| 3    | 会計と税の問題                           | 25 |
| 3.1  | 税制および会社組織に関する EU 方針               | 25 |
| 3.2  | 移転価格問題                            | 30 |
| 3.3  | 国際会計基準                            | 32 |
| 4    | 情報化社会                             | 33 |
| 4.1  | e ジャパン/e ヨーロッパが目指す IT 社会の促進       | 33 |
| 4.2  | 順調なブロードバンド普及のための官民の貢献             | 36 |
| 4.3  | e ジャパン/e ヨーロッパの進捗状況の定期的な監視        | 39 |
| 4.4  | ブロードバンドへの投資を刺激する競争環境の構築           | 42 |

## 1 貿易と投資

### 1.1. 貿易分野における二者間対話の緊密化

#### 1.1.1 提言の要旨

メンバーらは、2003年5月2日にアテネで開催された日・EU定期首脳協議における二者間経済関係に関係した宣言、特に双方向の貿易および投資には依然として相当の潜在的成長の可能性があるという呼びかけを歓迎した。前回の日・EU定期首脳協議の結果、すなわち——貿易に関する限りにおいて——知的所有権保護、政府調達、開発途上国における医薬品の入手可能性、航空機関連の技術的問題などの分野における二者間対話の緊密化に取り組むことが定期首脳協議で合意されたことを、興味を持って言及した。

#### 1.1.2 現状と今後の実施見通し

アテネで開かれた前回の日・EU定期首脳協議で合意された二者間対話の4つの貿易分野では、これまでのところ比較的順調な前進が見られる。

##### 知的所有権：

アジアにおける知的所有権（IPR）実施の共同イニシアチブが原則合意された。現在、次回の日・EU定期首脳協議での採択に向けて共同声明文が作成中である。IPRについての対話に関連して二者間のあるいは第三国を交えた会合やテレビ会議が数回開催されており、それぞれのIPRプログラムやその他の問題に関する情報交換が行われている。

##### 開発途上国における医薬品の入手可能性：

充実した情報交換が行われている。EUや米国の製薬企業が段階価格で販売している医薬品の日本への貿易転換を防止する上で日本の薬事法が十分な根拠になるかどうかの評価が現在進められている。

##### 航空機関係の問題：

安全性、事故、燃料税などの問題に関する情報交換が行われ、この分野でのより具体的な協力を発展させるための提案が評価中である。

##### 公共調達：

日・EU規制改革対話の枠組みにおいて専門家会議が開催され、EUと日本の公共調達システムについての情報交換が行われた。官民パートナーシップのアプローチで興味深い接触が図られている。日本の公共調達市場への外国企業参入が促進されれば、対日投資が大いに促されるであろう。

## 1.2 「外国直接投資の促進に関する枠組み協定」(FDI協定)締結の要請

### 1.2.1 提言の要旨

日・EU定期首脳協議ステートメントで挙げられた「日・EU投資イニシアチブ」の実施を促進するため、日本とEUの当局は「民間部門、特に日・EUビジネスダイアログ・ラウンドテーブルの緊密な関与を促す」。

BDRTメンバーはこの要請に肯定的に応じており、必要とされるあらゆる措置を講じる予定である。BDRTメンバーは長年にわたりこの問題を重要視しており、FDIを促進しうる明確な提案をしている。外国直接投資を増進し、促進し、増大させるための双方の努力に対してより体系的な枠組みを提供するべく、EUと日本に「FDI促進協定」の交渉を求めるという考えが総会で採択された。

そうした協定は、税制、会社更生、人的資源の配分、商業活動の規制などの分野で日・EU間の外国直接投資の妨げとなっている観念的なあるいは構造的な数々の障壁に取り組むために2003年日・EU定期首脳会議で合意されたコミットメントの域を越えるであろうと予想される。

### 1.2.2 実現された措置およびその現状

日・EUビジネスダイアログ・ラウンドテーブルによる双務的な「FDI促進協定」の提案については、欧州委員会の担当部門および日本の当局による慎重な評価が行われている。提案された問題の中にはEU加盟国の権能にかかわるもの(たとえば税制、移民政策、社会保障などの変革)やドーハ開発アジェンダ(DDA)に基づくGATS交渉と重複しうるものがあるため、この提言について行われるフォローアップは慎重に考慮されるべきである。さらに、提案されている問題の中には強化された日・EU規制対話の枠組みで対処できるものもある。しかし、EU側も日本側もそれぞれのFDIをさらに刺激する努力を強化する必要性を認めている。

### 1.2.3 今後の実施見通し

2003年11月以来、欧州委員会と日本政府は、双方向のFDIを促進し増進するために考えられる非官僚的な新しい具体的措置を明らかにする作業に着手している。こうした活動では、日・EU投資の促進を目的としたこれまでの二者間や多国間の議論の場ですでに進められていることを強化し、それを基にすることを目指すべきであ

る。2004年6月22日に東京で予定されている次回の日・EU定期首脳協議でそうした活動について合意に達することを目的とする。

## 1.3 EU拡大

### 1.3.1 提言の要旨

メンバーは、10ヶ国の新規加盟による欧州連合拡大の結果としてもたらされる成長と投資の潜在性が大きいことを言及し、この拡大がEUにとっても日本にとっても利益をもたらすものであることを確保することの重要性を強調した。

したがって、新規加盟国での日本の貿易業者や投資家の利益や活動がEU拡大によって妨げられることのないよう、WTO規則を考慮に入れながらあらゆる尽力をするべきである。さらに、メンバーらは新規加盟国における関税および付加価値税の円滑な移行を求めている。

### 1.3.2 実現された措置およびその現状

EU拡大は第三国にとっても次のような多大な利益をもたらすであろう。

- 単一市場の拡大：人口約4億5500万人、GDP約9兆7120億ユーロの拡大EUは、世界貿易の19%以上を占め、FDIの主要供給源となる。
- 新規加盟10ヶ国への市場アクセスの簡素化と強化：単一の貿易ルール、単一の関税制度、単一の行政手続きが既存加盟15ヶ国ばかりでなく拡大後の25ヶ国すべてに適用されることとなる。
- 第三国の扱いについてのEUオープンスタンダードの適用範囲の拡大：新規加盟国が域外共通関税を採用することにより、関税が全体的に減少する。工業製品に対する新規加盟10ヶ国の現在の平均関税は4.8%であるが、EC関税が採用されればこれが3.6%に低下することになる。同様に、輸入農産物に対する平均関税も全体的に18.7%から16.2%に低下する。

2003年、欧州委員会は政財界の代表者を対象とした一連のセミナー（東京、大阪、ブリュッセル）を開催し、拡大プロセスについて詳細に説明するとともに、日本企業からの質問に回答した。さらに、フェアホイゲン拡大交渉担当委員が来日し、EU拡大が日本の政財界や日本国民全般に及ぼす影響を紹介した。このとき、これらの問題について日本語で書かれた冊子も発行され、広く配布された。2003年11月14日にブリュッセルで開催され、ラウンドテーブル上層部も含め140人以上の政



財界代表者が出席したセミナーの成果が下記ウェブサイトに掲載されている。

[http://europa.eu.int/comm/trade/issues/bilateral/countries/japan/seminar\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/trade/issues/bilateral/countries/japan/seminar_en.htm)

### 1.3.3 今後の実施見通し

EU拡大によって関税保護の全体的な水準は低下する。それでも EUは、WTOの義務に従い、交渉権を有する第三国と共に、EU拡大に伴って関税率が上昇する限られた数の事例を取り上げていく。現在、欧州委員会は日本を含めたそうした国々と交渉中である。新規加盟国は現在のEU全体と比べて自由化が進んでおらず、貿易量のはるかに少なく、多くの場合は関税率が高いことから、全体的に見ると今回の拡大に伴う代償は前回の拡大ほどにはならないであろう。

## 1.4 税制に関する投資障壁の排除

### 1.4.1 提言の要旨

- 1) EU加盟国と日本に所在する関係会社間での配当、利子およびロイヤルティの支払いに対する源泉税を免除する。
- 2) 日・EU投資について被支配外国法人（CFC）課税を相互に免除する。
- 3) 外国税額控除制度の適用を拡大する。

### 1.4.2 実現された措置およびその現状

- 1) 2003年1月に「税制パッケージ」の採択に関する政治的合意に達した後、異なる加盟国の関係企業間で行われた利子およびロイヤルティの支払いについては源泉税を免除することとした指令 2003/49/ECが2003年6月3日に最終的に採択された。

加盟国はこの指令を2004年1月1日付けで実施しなければならなかった。これにより、ある加盟国の会社が別の加盟国の関係会社に利子やロイヤルティの形で行った支払いについては、控除（すなわち源泉税）または査定により源泉で課される税は免除されることになる。

この指令はEU内で設立された関係会社間での利子やロイヤルティの支払いに適用するものであり、日本の親会社から欧州子会社に対するあるいはその逆の支払いには適用しないことに注意しなければならない。EUと日本に所在する関係会社間での配当、利子、ロイヤルティの支払いに対する源泉税の免除は、個々のEU加盟国と日本との二国間二重課税条約で取り上げられるべき問題となる。

- 2) 日・EU投資についてのCFC法からの相互免除も、個々のEU加盟国と日本との二国間二重課税条約で取り上げられるべき問題となる。

参考までに述べておくと、ほとんどの現EU加盟国はCFC法を設けているが、特に実効税率トリガーやCFCの事業活動の決定についてのルールに関しては相違がある。欧州委員会が入手可能な情報によれば、どの加盟国の現行のCFC法でも日本は「ブラックリスト」に含まれていない。

日本のCFC法の適用に関して、EUでは法定法人所得税率を引き下げるといった一般的な傾向がある。一部の現加盟国では法定税率がすでに 25%の閾値を下回っており、日本のCFC法適用の引き金となるであろう。さらに、2004年5月1日付けでEUに加盟する10ヶ国のうち数ヶ国は25%未満の法人税率を適用しており、やはりこれも日本のCFC条項適用の引き金となる。このような状況では本国に送金される利益に対して日本で合算税が課されることになるため、日本からEU加盟国への直接投資が妨げられる可能性がある。

3) 現在、外国税額控除を規制するために施行されているEU法令は存在していない。こうした条項は個々の加盟国の完全な権能および日本との二ヶ国間租税条約の交渉権の下に置かれている。

#### 1.4.3 今後の実施見通し

概論すれば、BDRTが「税制に係る投資障壁の排除」のテーマで出した3つの提言はいずれも個々の加盟国の権能下での措置が要求されるものである。BDRTが提案した分野について日本政府と交渉する権限を加盟国が欧州委員会に付与することはないであろう。

EU加盟国と日本に所在する関係会社間での配当、利子、ロイヤルティの支払いについての源泉税免除案に関しては、こうした取引にかかるいかなる源泉税（およびそうした税金の免除）も各加盟国が日本との二重課税条約に基づいて二国間で規制するものであることに注意しなければならない。こうした状況では、加盟国が源泉税の免除を希望するのであれば、いかなる場合でも日本との二重課税条約の改訂によって個別に交渉すべきである。

これに関連して、欧州委員会では加盟国の二国間租税条約およびそうした条約とEU法との相互作用ならびにこの問題における協力についての影響に関するコミュニケーションペーパーを2004年に発表する意向であることを言及しておかなければならない。

日・EU間の投資に対するCFC法の相互免除に関する提案は、EU加盟国に対する以上に日本政府に対して向けられなければならない。なぜなら一部の現在および将来のEU加盟国では法定法人税率が 25%の閾値を下回っており、このことが日本のCFC法適用の引き金となるからである。一方、EU加盟国の中には日本を「ブラッ

クリスト」に載せている国はなく、日本の法定法人税率 30%はCFC法を定めているすべてのEU加盟国の閾値を上回っている。

外国税額控除制度の適用拡大に関しても、上記と同じ考慮事項が適用する。

## 1.5 事業開発の促進：人的資源への配慮－社会保障条約

### 1.5.1 提言の要旨

すべての加盟国と日本の間で社会保障条約を可及的速やかに締結するという誓約がなされるべきである。さらに、そのモデルとなる社会保障条約をEUと日本の間で締結する可能性も含め、そうした条約の締結を促進する方法を検討すべきである。

### 1.5.2 実現された措置およびその現状

社会保障の分野におけるEU規定、特に規則（EEC）1408/71は、欧州連合内での自由な移動の権利を行使する人々についての取り決めの調整を図るものであり、調和化させるものではない。

社会保障制度の資金調達および構成については加盟国が引き続き責任を負っている。そのため加盟国は、規則で定められている処遇の平等と無差別の原則を遵守する限りにおいて、提供する給付金、資格条件、給付金額など、各自の社会保障制度の詳細を自由に決定することができる。

第三国との社会保障条約の締結も加盟国の排他的な権能である。

### 1.5.3 今後の実施見通し

この分野における権能から考えて、加盟国と日本の間での社会保障条約の締結は二国間で議論されなければならない。

## 1.6 EU域内での労働者の円滑な移動

### 1.6.1 提言の要旨

職域年金の拠出金や支払いに対する二重課税は廃止すべきである。

BDRTは、基礎年金統合の適用範囲をEU加盟国間を移動する非EU国民にまで拡大するという理事会規則案に関する政治的合意（2002年12月）を歓迎し、その早期実施を期待する。

### 1.6.2 実現された措置およびその現状

職域年金：2002年6月、欧州委員会はEC条約第138条に従い、補足年金権のポータビリティを高めるためのEUレベルでの活動の必要性とそれについて考えられる方向性に関する欧州社会的パートナーとの協議の第一段階を開始した。こうした活動の内容に関する第二段階の協議は、2003年9月12日に開始された。欧州委員会は、現在、社会的パートナーの回答に基づいてこの分野における指令案を作成しており、2004年秋にも発表予定である。

第三国国民への規則1408/71の適用拡大：2002年12月3日、社会問題理事会はこの分野における現在のEU規定（規則1408/71）をEU域内に合法的に居住している第三国国民とその家族にも拡大適用する新規則に合意した。この規則 859/2003は2003年5月14日に正式に採択され、2003年6月1日に施行された。

### 1.6.3 今後の実施見通し

職域年金：欧州委員会は、現在、この分野における指令案を作成しており、2004年秋にも発表予定である。

第三国国民への規則1408/71の適用拡大：規則859/2003が2003年6月1日に施行された。その結果、日本国民とその家族もEU域内で移動したときの社会保障制度の調整の分野でEU規定に頼ることができるようになった。

## 1.7 規制改革を通じた新規事業開発の促進

### 1.7.1 提言の要旨

資産、サービス、知的所有権の移転に関する規制や資本に関する規制など、市場アクセスに関する規制を見直すことにより、また市場への新規参入者が競争面で不利な立場になることのない開かれた事業環境を確立することにより、直接投資を強化すべきである。

### 1.7.2 実現された措置およびその現状

日本で10年前に開始された3年単位の継続的な規制改革プログラムと、EUにおける単一市場プログラムおよびリスボンプロセスが、意見や提案の交換と協議の基準となる枠組みを提供している。

外国直接投資の促進と支援の分野では、競争政策の強化、商法の改正、外国の法的助言や金融サービスの自由化などにより前進が見られている。行政プロセスの透明性や予測可能性が高まり、国際標準の採用が拡大すれば、投資先としての日本の魅力がさらに高まると考えられる。

2003年11月に東京で、2004年2月にブリュッセルで、2度にわたり開催された規制改革に関する高官レベル会議では、日本での事業と投資に対する規制環境の改善で明確な継続的進歩が示された。国境を越えた合併に対する促進策、構造改革特区、そして医薬品、医療装置、化粧品分野における大幅な製品承認の期間短縮と手順簡素化や、日本の公共調達制度に関する議論などが挙げられる。

さらに、アテネでの2003年日・EU定期首脳協議で採択された「投資イニシアチブ」宣言に基づき、相互投資の分野における一連の共同促進・意識向上活動が実施された。この分野で注目される例は、2003年12月にブリュッセルで開催された「日本における市場機会」に関するETP会議にJETRO/日本政策投資銀行が参加したことと、同月にミュンヘンで開催されたJETROの投資促進イベントに欧州委員会が参加したことである。

この他にも、それぞれが次のようないくつかの活動を個別に実施している。

(a) 欧州委員会が2003年6月/7月に東京と大阪で2回にわたり開催したEU拡大

セミナー

(b) 欧州委員会が2003年11月にブリュッセルで開催したセミナー「拡大欧州連合に対する日本の投資」

(c) 欧州委員会が2003年12月にブリュッセルで開催し、日本では景気の低迷にかかわらず有利な市場機会がもたらされている理由を強調した「ジャパン・パラドックス」会議



## 1.8 関税分類の適正な決定

### 1.8.1 提言の要旨

- 1) ITA協定に基づく関税分類を、デジタル技術またはネットワーク技術を利用して設計されたIT製品に適用する。
- 2) WTO事例での合理的な議論を通じて ITベースの多機能製品をITA製品に分類する。

### 1.8.2 実現された措置およびその現状

前回の報告ですでに述べたとおり、EUの関税率表の製品分類に関する記述には分類の目的についての誤った理解が反映されているようである。EUではHS条約に従った分類が行われており、EUの関税率表で使用されている品目表で正しい項目を見つけることがその目的となっている。HS品目表にEUが加えた細目の関税率に基づいて分類されているわけではない。関税譲許を損なうことや十分な貿易交渉なしに新たな関税譲許を設けることが分類の目的ではない。このことは、「締約国は本条約により関税率に関するいかなる義務を負うものではない」とした HS条約第9条に一致している。

ある一定の「多機能製品」の分類に関するHS委員会での議論に関して、そうした製品の分類に対するEUの見解はよく知られている。日本側の要求は、EUがHS委員会ではいわゆる「デジタルコピー機」の分類に関する確固たる見解を持っており、その見解は日本以外の他の多くの締約国によって支持されているという事実を無視したものである。また、日本側の要求はいわゆる「IT製品」のすべてがITAの対象になるという誤解も反映している。したがって、多くのIT製品がITAの対象となっているが、ITを使用したすべての製品が対象になるわけではないことを強調しておかなければならない。問題となっている関税率に関しては、「デジタルコピー機」を含めるかどうかという問題がITA締結交渉で議論されたとき、EUはこの種の製品はHSの9009.12項に含めるべきであるという立場を取ったことを指摘しておく。しかし、その他の国々はこれに合意せず、結果としてこの種の製品はITAから除外されたのである。

再分類によってITAの対象となるかどうかにかかわらずIT製品と呼ばれるすべての製品にITAの関税率を適用するという提案は実行可能ではない。関税率はEUの多国

間および二国間での関税の取り決めに従って理事会が決定するものである。

### 1.8.3 今後の実施見通し

WTOの新ラウンドで非農産物についての市場アクセスに関する多国間交渉が開始されることで、EUと日本の双方が全体的な関税水準とタリフピークを引き下げ、すべてのWTO加盟国について調和され簡素化された関税構造を追求する機会がもたらされる。ドーハ開発アジェンダ交渉に基づき、EUは割り当てを排除し、関税を引き下げ、あるいは場合によっては撤廃することを約束する。

## 1.9 化学物質管理に関する欧州委員会規則案

### 1.9.1 提言の要旨

BDRTメンバーは、人間の健康と環境を保護するという規則の目的は支持するが、科学的証拠に基づいたリスク評価およびリスク管理に焦点を絞るよう欧州委員会に求める。TBT協定およびその他のWTO協定に基づく義務を考慮に入れるべきである。

### 1.9.2 実現された措置およびその現状

新化学物質政策（REACH）は持続可能な開発の社会面、経済面、環境面のバランスを取ることが狙いである。科学に基づいた予測可能で透明性のあるREACHシステムは世界的な化学物質安全性の向上に寄与するであろう。REACHは協議を通じて開発されたものであり、WTOに全面的に準拠するように計画されている。

新化学物質戦略の主な目的は、域内市場の効率的な機能を確保し、化学産業における技術革新や競争力を刺激する一方で、人間の健康と環境に対する高レベルの保護を確保することである。これは、いかなる事業者にとっても有益でありうるオープンで透明性のある規則を通じて行われる。REACHは研究、技術革新、新物質の導入を促進するとともに、EU域内の企業にも域外の企業にも平等な条件を創出する。世界的なレベルでの試験方法の調和化と一致し、国際的に取得されたデータの使用が可能になる。

TBT協定（G/TBT/W/208）第2.9.1条に基づき、2003年5月22日にREACHの「事前通知」が行われ、WTO加盟国には当該システムのことを十分に知った上でインターネットでの協議（2003年7月10日締め切り）に参加する機会が提供された。EU諸国や第三国（特に日本）の利害関係者からの様々な意見に従い、健康および環境の保護の確保を維持しながら提案されている新システムのコストを下げ、その実働性を高めるよう、当初の草稿が大幅に修正された。

この提案は、WTOに準拠するよう計画されている。REACHではEU域内で生産された化学品とEUに輸入された化学品を区別しておらず、世界中のあらゆる地域からのデータを使用することができる。さらに、欧州委員会はTBT協定の結果として生じる義務を十分に認識している。

将来の化学物質政策についての最終提案が2003年10月29日に欧州委員会によって採択され、その後、TBT協定第2.9.2条に従って2004年1月21日にWTO事務局に通知された（通知G/TBT/N/EEC/52）。この通知の付録1により、意見受付期間が当初の90日間から2004年6月21日までに延長された。

現在、この提案は閣僚理事会および欧州議会で審議中である。

日本が新化学物質政策に強い関心を示していることを強調しておくべきであろう。また、欧州委員会は将来の政策に関する日本の当局や業界代表者との協議において非常に尽力している。

### 1.9.3 今後の実施見通し

もちろん、欧州委員会の活動はこれで終わりではない。欧州理事会および欧州議会によるREACH採択までの期間に相当な準備作業が必要である。欧州委員会は、提案の各要素の試行やすべての利害関係者が従うべき実際的な手順の明確化において業界と当局との自主的な戦略的提携を奨励する計画である。それと並行して、業界向けの実践的な手引きが作成されなければならない。欧州委員会は、そうした手引きの作成においてEU域外も含めた業界およびその他の利害関係者の協力を期待している。

また、REACH提案についての影響調査の補足として、提案が様々な部門に及ぼす経済的影響を調査するための作業も行われなければならない。

## 1.10 共同体特許

### 1.10.1 提言の要旨

BDRTは、統一特許制度を構築するという決定を歓迎し、その早期の採択および実施を期待する。

### 1.10.2 実現された措置およびその現状

欧州委員会は、共同体特許を設置する規則の提案を 2000年7月に上程した。2003年3月、欧州理事会はこの提案の趣旨について最終的に大まかな政治的合意に達した。

先般、欧州委員会は、欧州司法裁判所の指示を受け、共同体特許の裁判権を構築するという2つの理事会決定について、将来の共同体特許制度内での紛争、特に共同体特許の侵害や有効性に関する紛争の解決を可能にする提案を示した。この提案では、司法裁判所の裁判権が新たな共同体特許裁判所によって行使されることになる。この新制度では、共同体特許権に対する裁判権はEU全体にわたって有効であり、いくつかの異なる国家裁判所での判断が要求される場合のような費用、不便、混乱が回避されることとなる。

### 1.10.3 今後の実施見通し

理事会ワーキンググループの詳細にわたる作業の結果、競争理事会は2003年11月の会議で未解決問題に関する合意にほぼ達していた。しかし、翻訳された主張の提出期間の長さに関しては合意に到らなかった。欧州委員会は、2004年中にこの活動をさらに前進させたいと願っている。

## 2 WTO

### 2.1 世界貿易機関に関する政策声明

#### 2.1.1 政策声明の要旨

BDRTメンバーは、

- ドーハ開発アジェンダ（DDA）交渉の成功裏の完了が多角的貿易システムの強化を通じて国際社会の協調回復に役立つものと、強く確信する。
- EUおよび日本を含めたすべてのWTO加盟国に対し、実質的かつ必要な進歩を確保し交渉を合理的な期間内に完了させるべくプロセスを促進するよう促す。
- EU、日本、米国などの主要関係国に対し、市場アクセスおよびDDAの規則面に関する交渉を前進させる上で主導的役割を果たすことを奨励する。
- EUおよび日本に対し、WTOへの開発途上国のより効果的な参加を可能にするための「能力構築」の努力を継続することを奨励する。
- すべてのWTO加盟国がWTOでのすべてのコミットメントを完全に満たすべきであることを強調し、特にEUと日本に対しては知的所有権の侵害を監視し必要に応じて適切な措置を講じるよう促す。
- 政府間交渉の進捗に応じて政策提案を随時提供することに合意する。

2003年12月18日に提出された付録に従い、BDRTメンバーは、

- カンクン会議の失敗に関する深い懸念を表明し、WTO DDA交渉の早期回復を要請した。
- すべての当事者に対し、満足のいく結果ができるだけ早く達成されるように柔軟性を発揮するよう依頼した。

### 2.1.2 実現された措置およびその現状

2003年上期はカンクン閣僚会議の準備にあてられた。EUと日本はこの会議の十分な準備をするために緊密に協力した。この会議の目的は、DDAの下でのさらなる交渉、特に農業、非農産物の市場アクセス、サービスの貿易、開発、そしていわゆる4つのシンガポール問題の分野における交渉をさらに進めるために必要とされる政治的決定に到ることであった。

残念ながら、カンクン会議ではこうした中核的な問題のいずれについての合意にも共通見解にも到達することはできなかった。カンクン会議で合意に到らなかったことは、多角的貿易システムの後退となり、WTO加盟国の貿易政策の見直しやこの交渉ラウンドにおける立場の修正をある程度もたらした。

しかし、カンクン会議によってWTOに対するWTO加盟国の政治的関与が弱まったわけではない——このことは2003年12月の一般理事会の会議で確認された。また、こうした交渉を前進させ、特にさらなる貿易自由化とルールに基づくシステムの強化により、開発途上国、中でも最貧国の成長や統合を支援する方策に焦点を絞って経済成長、雇用、持続的な開発を助けるという加盟国の意思も弱まってはいない。

また、そうした後退はあったものの、たとえばRIPSに関する合意や医薬品の入手可能性などについてはある程度の前進を見ることができる。カンクン閣僚会議では、WTO設立後初めて、カンボジアとネパールが後発開発途上国として初めてWTOへの加入が認められた。

こうした関係において、またカンクン会議での教訓に基づいて、欧州委員会はドーハラウンドに対するアプローチの実質的な見直しを行い、新たなコミュニケーションペーパーが理事会によって是認された。このコミュニケーションペーパーではEUが交渉の可及的速やかな復活を優先することが再確認された。

EUも日本も引き続きさらなる市場開放を進め、多角的な枠組みの中で貿易ルールを構築すること、交渉を手順面でも実質面でも前進させること、さらに交渉を成功裡に完了することに全面的に取り組んでいる。EUと日本はWTOで密接に連合しており、各国政府やWTO本部との対話を維持することにより、また、あらゆるレベルの関与を得ることにより、DDA全体にわたって建設的な協力を続けている。

### 2.1.3 今後の実施見通し

この交渉ラウンドの成果について論じるのは時期尚早である。明らかなのは、カンクン会議以降の手続き面での前進に対応して実質面でも前進が必要とされることである。2004年を無益な年にするべきではないということにはすべてのWTO加盟国が合意しており、必要とされる前進を確保するための取り組みがなされている。WTO加盟国がそれぞれの政治的な意欲を、すべての議題項目に関して、すなわち市場アクセスの問題についても規則の問題についても同様に実質面でより建設的かつ柔軟な立場へと向けることができれば、DDA交渉が適正な期間内に成功裏に完了する見込みは残されている。

EUと日本は、この交渉ラウンドの意欲的な目標を達成するために、必要とされる前進の達成を協力して支援し、すべての貿易パートナーとの協力関係を構築するために引き続き取り組んでいる。企業にとっての関心事である貿易と投資の問題に関する緊密な対話を通じて企業からの支援を確保することが、こうした交渉を成功裏に完了させるための重要な側面のひとつとなるであろう。



### 3 会計と税の問題

#### 3.1 税制および会社組織に関するEU方針

##### 3.1.1 提言の要旨

- 1) 共通の連結法人税課税ベースの基礎を構築する。
- 2) 合併指令の適用範囲を拡大する（日本企業への拡大適用を含む）。
- 3) 利子およびロイヤルティに関する指令を採択する。
- 4) 損益相殺指令を採択する。

##### 3.1.2 実現された措置およびその現状

1) 企業課税に関する2001年10月のコミュニケーションペーパー「課税障壁のない域内市場に向けて」（COM (2001) 582）の中で、欧州委員会は、加盟国は国境を越える貿易の課税障壁を排除することを目指した短期的な措置に加え、企業がEU全域での利益に対する課税額を計算するための単一の連結課税ベースを使用できるようにすることを長期目的として掲げるべきであると結んでいる。

2002年4月の欧州法人税制会議で共通の連結課税ベースの問題が広く議論された。それ以後、この問題について議論する数々のイベントが専門家連盟や研究機関によって開催されている。

2003年11月、欧州委員会は法人税制の分野におけるフォローアップ作業の概要を発表した。その中で、2001年の戦略に対する欧州委員会の取り組みが確認された。共通の連結課税ベースについては、この考え方に関する幅広い協議の結果が報告され、こうした協議の結果として3つの分野での活動を計画していることを発表した。

- (a) 詳細に関しては企業の代表者、産業界、加盟国の間で見解の相違があるものの、中小企業がEU全域における課税所得を自国の税制により計算できるようにするパイロット計画については業界内で全般的に合意されており、政界における支持も高まりつつある。中小企業は、結果として生じる簡素化や税制コンプライアンスコストの減少によって特に利益を得ることができる。そのため、欧州

委員会は、そうしたパイロット計画の詳細な取り決めについて企業や関係加盟国の代表者と議論することを提案する。欧州委員会はこの分野における行動提言を2004年に示す予定である。

- (b) 欧州委員会では、共通の課税ベース（課税所得）という概念の鍵となるのは会計規則であると考えている。2005年からEUの上場企業に連結勘定への適用が義務づけられる国際財務報告基準（IFRS、かつては国際会計基準として知られていた）が、税制に関する専門的な問題について議論するための中立的なスタート地点として有益であろう。欧州委員会は、IFRSをスタート地点とすることに基づいて、適用を義務づける詳細な課税原則について議論する専門家グループを設置する意向である。
- (c) 連結課税ベース（課税所得）構築の中心となるのは、課税ベース（課税所得）を加盟国間で分配する取り決めである。欧州委員会は、企業グループや収入の定義、公式、加重など、課税ベース（課税所得）の分配に関連する問題についての研究を継続することを提案する。また、この作業のスタート地点となりうる現在のEUでの課税ベース（課税所得）配分について実際のデータをどのように入手できるかということから加盟国や企業との議論を開始すべきであることも提案する。

欧州委員会の2003年11月のコミュニケーションペーパーは、12月5・6日にローマで開催された法人税制会議において様々な税務専門家、加盟国および欧州委員会の当局者、企業や労働組合の代表者、学者などによって協議された。

2) 欧州委員会は、合併に関する指令90/434/EECの現在の適用範囲や実践的な実施が限られていることに満足していない。一部の種類の会社再編成が対象となっていないためである。この問題に取り組み、欧州会社法に基づいて設立された会社と同指令の適用を拡大することを目的として、委員会は2003年10月に提案を示した（文書COM(2003)613）。

この提案では、合併指令を改訂し、明確化し、適用範囲を拡大することを目的とし、

- 同指令の適用を受ける会社のリストを更新し、一部の協同組合、非資本ベースの会社、相互会社、貯蓄銀行、商業活動を行う基金や協会などの法人を新たに含める。また、この提案には欧州会社法および欧州協同組合法により設立された会社も含まれる。

- 課税猶予の適用を、新たな事業再編——会社が解散することなく資産および負債の一部をその会社の一事業部門である受領側会社に移転し、それと引き換えに移転側会社の株主が株式を受け取る「スプリットオフ」——にまで拡大する。
- 欧州の会社または欧州の協同組合の登録事務所が加盟国から別の加盟国に移転した結果として生じるキャピタルゲインにも課税猶予が適用することを確保する。
- 会社が外国支社を子会社に転換することを決定したときにも課税猶予制度が適用することを明確化する。
- 国境を越える合併や分割で交換された証券および資産の価値についての税務目的での計算が、最終的に課税対象となる別の加盟国でも同様の方法で行われることを確保する。

より具体的に、不動産取引やその他の無形資産の移転にかかる課税猶予に関しては、欧州委員会は、欧州委員会ワーキンググループでの修正の可能性や最終合意に達する見込みについて加盟国の意見を聞いた後、提案に制限を設けることを決定した。現在、理事会は合併指令を改訂するにあたり欧州委員会による提案を協議している。

EU加盟国に所在する日系企業は、現行の指令でも改訂後の指令でも適用範囲内となる。合併指令の適用範囲を日本に本社を置く企業にまで拡大することについては、加盟国と日本との個別の二国間租税条約の範囲内に含まれるべき事項であるという考えから、加盟国はこれに合意しないものと思われる。

3) 2003年1月にいわゆる税制パッケージの採択に関する政治的合意に達した後、異なる加盟国に所在する関係企業間で行われた利子およびロイヤルティの支払いについては源泉税を免除することとした指令 2003/49/ECが2003年6月3日に最終的に採択された。

加盟国にはこの指令を2004年1月1日付けで実施することを義務付けられた。これにより、ある加盟国の会社が別の加盟国の関係会社に利子やロイヤルティの形で行った支払いについては、控除（すなわち源泉税）または査定により源泉で課される税は免除されることになる。

この指令はEU内で設立された関係会社間での利子やロイヤルティの支払いに適用するものであり、欧州子会社から日本の親会社に対するあるいはその逆の支払いには適用しないことを強調しておかなければならない。

4) 2001年10月のコミュニケーションペーパー「課税障壁のない域内市場に向けて」で言及されているとおり、欧州委員会は、国境を越える損失控除に関する指令を1991年に提案していたが、10年以上を経た後、この領域の問題に対するより完全な解決策を考えるためにその提案を取り下げた。現在、加盟国間での国境を越える損失控除については大きな制限があり、これは（経済的）二重課税につながりうる。概して子会社の損失はEUの親会社のレベルでは税効果がなく、恒久的施設の損失を本部の利益と相殺できるのは特定の状況に限られている。

2003年11月のコミュニケーションペーパー「課税障壁のない域内市場：達成事項、実施中の活動、残された課題」（COM (2003)726最終）の中で、欧州委員会はこの分野におけるより総合的な活動を提示することを目的として2004年末か2005年初頭に加盟国と協議することを発表した。

### 3.1.3 今後の実施見通し

1) 欧州委員会は、実施された協議の結果を考慮に入れて、作業、特に「自国課税」を中小企業に適用するパイロットプロジェクトに関する作業を遂行していくことになり、これについては多くの関係当事者からの支持が示されている。

欧州委員会は、中小企業にとっての利益についての十分な証拠を集めるために、このシステムを実際的に検証すべく作業を継続していく予定である。そのため、納税申告書提出の手続きが最小限に維持されることを確保しながら約 5年間にわたって実行できるよう、このパイロット計画では、少なくとも第一段階では中小企業についてEUが定めている現在の定義を使用しなければならない。

2) 合併に関する指令90/434/EECの改訂案が10月の採択に向けて理事会に提出されており、加盟国の承認も受けなければならない。

3) 異なる加盟国に所在する関係会社間での利子およびロイヤルティの支払いについて源泉税を除外する指令が現在施行されている。

4) 損益相殺に関して、欧州委員会は、未決定の提案を取り下げた後、国家の裁判

所やECJ規則における重要な動向を考慮に入れながら法的な選択肢についての内  
部分析を開始しており、加盟国との協議も開始しようとしているところである。

## 3.2 移転価格問題

### 3.2.1 提言の要旨

- 1) 仲裁協定の適用範囲を拡大し日・EU間の取引を含める。
- 2) 文書化についての要求事項を調和化し、相互に受容可能な基準を構築する。
- 3) 日・EU間取引についての一方的および双務的な事前確認取引制度（APA）に関するガイドラインを構築する。

### 3.2.2 実現された措置およびその現状

企業課税に関する2001年10月のコミュニケーションペーパー「課税障壁のない域内市場に向けて」（COM (2001) 582）の中で、欧州委員会は企業が国境を越えて事業を展開するときに直面する移転価格問題、特にコンプライアンスコストの高さや潜在的な二重課税に取り組むための 2つの要素から成る戦略の概要を示している。

欧州委員会は、加盟国による事前確認取引制度の使用の奨励を意図する一方で、EU内での移転価格政策調整の改善を支持し、特に2002年7月に「EU共同移転価格フォーラム」を設置したことは注目に値する。

「EU共同移転価格フォーラム」はその設立以来6回にわたって開催されており、仲裁協定の適用や二重課税についての条約に基づく相互協議手順における問題を解決するための法律によらない実際的な提言を協議した。また、仲裁協定が2000年1月1日以来効力を失っているという事実の結果として企業にもたらされる実際的な問題についても議論した。こうした議論の結果は下記で公表されている。

[http://europa.eu.int/comm/taxation\\_customs/taxation/company\\_tax/transfer\\_pricing.htm](http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/taxation/company_tax/transfer_pricing.htm)

### 3.2.3 今後の実施見通し

EU仲裁協定が適用されるのはEU域内での取引のみである。EU加盟国は、仲裁の問題に関しては日本との個別の二国間二重課税条約に定める規則に従って対処す

ることを希望すると思われるため、仲裁協定の日・EU間取引への適用拡大は個々のEU加盟国と議論されるべき問題となろう。

共同移転価格フォーラムでの議論は2004年も続けられる予定であり、文書化についての要求事項、ならびに移転価格の分野で二重課税を回避するために考えうる予防策（事前確認取引制度など）に焦点が絞られる。

このフォーラムは今年早々にもその活動に関する中間報告を発表する計画である。このフォーラムでは、移転価格の分野におけるEUと日本を含めた第三国との協力の可能性に取り組む予定はないことを言及しておかなければならない。

### 3.3 国際会計基準

#### 3.3.1 提言の要旨

BDRTは、EUが2005年の上場企業についての国際会計基準（IAS）の実施に向けて着実な前進を続けていることを喜ばしく思っている。

#### 3.3.2 実現された措置およびその現状

2003年経過報告書で前述したとおり、国際会計基準の適用に関する規則606/2002が2002年7月19日に採択され、2002年9月11日に発効した。2005年のEU上場企業に対するIASの実施に向けた次のステップは、提言の第6条に従って欧州委員会が現行のIASを是認することである。

#### 3.3.3 今後の実施見通し

欧州委員会は欧州連合でIASの使用を引き続き明言している。2005年1月1日以後、すべての上場企業が連結勘定の作成でIASを使用しなければならない。



## 4 情報化社会

### 4.1 eジャパン/eヨーロッパが目指すIT社会の促進

#### 4.1.1 提言の要旨

eジャパン/eヨーロッパが目指すIT社会を実現し、経済成長を助け、社会的問題の解決を助けるために、次のような措置を促進するべきである。

- － eジャパン/eヨーロッパ活動を通じた社会問題（失業など）の解決
- － 国家レベルの公的機関によるブロードバンド契約者数の具体的な国内目標の設定
- － ソリューションおよびビジネスモデルの開発
- － 質の高いブロードバンドネットワークの世界的な拡大とその相互運用性の確保
- － コミュニティとの協力を通じた事業機会の創出
- － しかるべき規制条件を伴う電気通信と放送の結合を通じた新たなビジネスモデルの開発

#### 4.1.2 実現された措置およびその現状

欧州委員会は、提言の中には企業主導や公共部門の活動を取り上げたものがあることを理解している。欧州委員会が講じた最近の活動に関しては、欧州におけるさらなる成長や雇用のためには投資や情報通信技術（ICT）の利用が重要であることが、春季欧州理事会の準備段階で欧州委員会が2004年2月3日に採択したコミュニケーションペーパー<sup>1</sup>で明言されている。このコミュニケーションペーパーでは、欧州経済の健全性のために電気通信部門が重要であることや生産性の促進で電気通信部門が重要な役割を果たすことが強調されている。ブロードバンドや3Gモバイル通信を利用した高速の固定ネットワークやワイヤレスネットワークでの新サービ

---

<sup>1</sup> 欧州の高速接続：電気通信部門における最近の展開

スの提供によってさらなる成長が促進される一方で、政策決定者はより迅速な投資のための条件作りを進めなければならない。報告書では、電気通信についての新たな規制上の枠組みの実施、ブロードバンド未提供地域へのエリア拡大のための措置、需要の促進、そして第三世代モバイル通信の順調な展開などが最優先事項として選出されている。このことは eヨーロッパ 2005 年行動計画の中期レビューでも支持されている。

「eヨーロッパは、欧州連合内のあらゆる地域の人々が情報化社会の十分な恩恵を得られることを確保しながら欧州連合における生産性と競争力を促進するための EU のアプローチの重要な要素である。eヨーロッパは、投資に対する適切な規制環境、新たなサービスやインフラストラクチャの供給を促進すると共にそうしたサービスの需要を刺激する措置、そして新たな情報通信技術に関する EU 後援の研究を組み合わせたものである。eヨーロッパ 2005 年行動計画に関する中期レビューを示したコミュニケーションペーパー<sup>2</sup>は、2004 年 2 月 19 日に欧州委員会により発行された。この報告書によると、オンラインで完全に利用可能となっている基本的な政府サービスの割合は 2001 年 10 月の 17% から 2003 年 10 月の 43% に上昇している。ブロードバンドも順調に進歩しており、高速ブロードバンド接続は 2003 年 10 月までの 1 年間でほぼ倍増し、多数の政策分野で堅調な前進が見られる。この分析は、欧州の高速接続に関する欧州委員会の先般の報告を裏づけるものである。

中期レビューを示したコミュニケーションペーパーでは、行動計画の微調整を行うべき分野も概説されている。将来の優先課題としては、ネットワークや装置の相互対話を可能にすることを確保するために相互運用性、基準、マルチプラットフォームアクセスに焦点を絞ること、他の加盟国における実際的な経験を教訓にすること、新たな高速サービスのコンテンツに焦点を絞ること、eサービスのビジネスモデルを構築することなどが考えられる。最後に、地域差をより明確に示すことや、異なる技術ソリューションの使用によるデジタルディバイド（情報格差）のリスクをいかに克服するかを考慮することも必要である。

#### 4.1.3 今後の実施見通し

EU 加盟国および加盟候補国はブロードバンドアクセスの展開や公共サービスのオンライン化で順調な前進をしている。2000 年に開始された eヨーロッパでは、確実に欧州連合に情報化社会の潜在性を全面的に認識させ、生産性や競争力の向上を通

<sup>2</sup> 高速インターネットでの欧州の接続：eヨーロッパ 2005 年行動計画のレビュー

じて成長を推進することを目指している。そのためeヨーロッパは現在、確実なブロードバンドサービスの普及と利用拡大の促進策に焦点を絞っている。報告書<sup>3</sup>では、調達、電子政府、教育、eヘルスなどの領域、あるいは適切な規制条件の構築で公的機関が重要な働きをする eビジネスの領域における公的機関の重要な役割を認識している。現行の行動計画によりほとんどの領域で着実な進歩が確保されているが、肯定的な兆候が見られるとはいえ、経験を共有し、新たな技術やアプリケーションの導入ばかりに焦点を絞るのではなくユーザーのニーズに合わせたサービスを提供するために一層の努力が必要である。そのためには強力な政治的リーダーシップも要求される。行動計画は、2004年夏までに変化を特定するために行われる加盟国や利害関係者との協議の基礎となる。

---

<sup>3</sup> 高速インターネットでの欧州の接続：eヨーロッパ2005行動計画のレビュー

## 4.2 順調なブロードバンド普及のための官民の貢献

### 4.2.1 提言の要旨

政府部門も民間部門も、著作権保護のルール作りなど、ブロードバンドの順調な展開に寄与すべきである。

民間部門はブロードバンドサービスを活用したビジネスモデルを構築し、実行すべきであり、政府はブロードバンドサービスの利用を容易にする環境を構築するための政策を促進すべきである。

### 4.2.2 実現された措置およびその現状

ICT技術により新たなリッチメディアの開発が可能となる。音声、映像、データのシームレスな取り扱いにより、エンドユーザーに提供される専門的、教育、あるいはエンターテインメントの目的でのサービスが強化される。ブロードバンドネットワークやモバイルアプリケーションでのeコンテンツ配信の将来は、そうした新たなリッチメディアのコンテンツが作成され、エンドユーザーに提供および販売される条件に大きく依存している。

著作権指令（2001/29/EC）は、そうした保護策や情報の除去、回避、あるいは修正に対する罰則の確保を加盟国に要請することにより、TM—技術保護策とDRM—デジタル権利管理情報保護を提供している。知的所有権の執行に関する指令案や権利管理に関するコミュニケーションペーパー案（作成中）を通じて付加的な政策や規制措置が構想されている。

DRM—デジタル権利管理システムおよびサービスの利用可能性は eコンテンツ配信の重要な構成要素である。現在、技術保護策やDRM技術が利用可能であり、オンラインでの音楽や映画の配信についてビジネスモデルの実験が進められているが、市場での成功度合いは様々である（Apple iTunes、BuyMusic.com、Napster、MusicMatch.com、Rhapsody-K-Listen.com、MusicNet.com、OD2）。一部のサービスはEUでも利用可能であるが、現段階では、こうしたビジネスモデルの大半は米国から発信されている。

欧州委員会は、10年以上前からDRMに焦点を絞った研究プロジェクトに投資をしている。20件以上のプロジェクトで有益な結果が得られている。2002年と2003年

には、未解決のDRM問題に共同で取り組んで共通の基盤を見出すことを目的として利害関係者間の対話の機会を提供するためのワークショップが開催された。これに関連して、発達段階や発生した問題について概説したワーキングペーパーが2002年2月に発表された。

こうした利害関係者間の対話は必要不可欠であり、利害関係者自身もその重要性を認めているが、いくつかの未解決問題については画期的な進歩が必要である。DRM技術の実行に関係するそうした問題としては、特に次のようなものが挙げられる。

- － 相互運用性と標準化
- － プライバシー
- － 補償制度（課金）および基準との互換性／私的使用に対する公正な補償に関してTM使用の評価に適用される基準の透明性
- － 権利の個別管理か共同管理かの選択
- － DRMシステムが損なわれるリスク
- － 指令91/250（コンピュータプログラムの保護）に定める例外など、DRMの使用が著作権の例外に及ぼす影響
- － 海賊行為の管理におけるDRMの役割

いくつかの主要組織（DVB、TV-Anytime、CEN-ISSS、OMA）が長年にわたり相互運用性のある**DRM標準**の実現に取り組んでいるが、相互運用性に関する一般的な合意には達していない。

ICT産業は、機器およびメディアサポートについて徴収団体により請求される**課金**の増加（少なくとも、BITKOM（EICTAが支援）は徴収団体について正式な苦情申し立てをしている）、ならびに欧州でEU全体についてのライセンスを得られるワンストップショップを設けることの困難さに関して懸念している。

**海賊行為**への対策は権利保有者団体やコンテンツ提供者にとっての重要な懸念事項であり、ファイルのP2Pネットワーク共有に関する懸念が非常に強くなっている。

海賊行為が重大な問題であることは認識されているものの、音楽産業で成功を収めた新たなビジネスモデルが出現したことにより P2P 技術との平和的な共存が可能であることも実証されている。また、新たな消費慣行に調和する革新的なマーケティング手法の重要な役割も強調されている。

ブロードバンドネットワークの出現、そしてそうしたネットワークが大容量のマルチメディアコンテンツを高速で伝送できることにより、デジタルコンテンツがすべての利害関係者の利益にかなう適切な条件下で入手可能であることの重要性が強調されている。この関係において、DRM 技術はこうした開発のための適切なインセンティブ、とりわけ報酬を確保し違法コピーを防止できる確実な環境を構築する上で有望である。そうすれば、コンテンツ作成者が自らのコンテンツを利用可能にし、ユーザーにブロードバンド利用を促される。

#### 4.2.3 今後の実施見通し

EU における未解決問題に関する進捗を確かなものとし、2004 年中にオープンなプロセスで確認される具体的措置の準備をするため、非公式なデジタル権利管理問題に関するハイレベルグループの設置が提案される。

このハイレベルグループは、DRM システムや技術によって生じる政策課題について、技術面、経済面、法律面を含めた総合的なアプローチを通じて検討する。DRM システムや技術が e コンテンツ配信の効率にどのように寄与しうるかを評価すると共に、そうした配信をブロードバンド設備の関係からも考慮する。状況によっては、利害関係者、特に政策決定者に対して提言を行い、その結論や提言はとりわけ欧州委員会が 2004 年に開催するオープンワークショップで報告され、確認される。

### 4.3 eジャパン/eヨーロッパの進捗状況の定期的な監視

#### 4.3.1 提言の要旨

IT社会においては技術も市場も劇的に変化するものであるため、eジャパン/eヨーロッパの進捗状況の定期的な監視を行うことが必要であり、官民両部門がそうした進捗を促進する措置を構築して実施すべきである。

#### 4.3.2 実現された措置およびその現状

eヨーロッパ2005中期レビューに関するコミュニケーションペーパーでは、EUがすでに進捗状況の監視を行っていることが示され、行動計画の微調整をすべき分野が概説されている。将来の優先課題としては、ネットワークや装置の相互対話が可能になることを確保するために相互運用性、基準、マルチプラットフォームアクセスに焦点を絞ること、他の加盟国における実際的な経験を教訓にすること、新たな高速サービスのコンテンツに焦点を絞ること、eサービスのビジネスモデルを構築することなどが考えられる。最後に、地域差をより明確に示すことや、異なる技術ソリューションの使用によるデジタルディバイド（情報格差）のリスクをいかに克服するかを考慮することも必要である。

これまでのところ、報告書では次の6分野における進捗状況が分析されている。

- 電子政府: 情報通信技術は国政の近代化とサービスの質や利用可能性の向上の支援に役立っている。しかしながら、電子的手段で提供されているサービスの範囲、およびユーザーが単に情報を収集したり書式をダウンロードしたりするばかりでなく、サービスにおいて電子的手段により公的機関と「対話」することが可能な範囲に関しては加盟国間で大きな開きがある。
- eラーニング: 現在、欧州ではほとんどの学校や教育訓練センターがオンライン化されている。しかし、eラーニングで潜在的な利益をすべて提供するためには信頼性のある技術や高速オンラインアクセスが必要である。また、指導者が十分な訓練を受けていること、教育課程がオンラインサービスの利用に適応していること、優れた教育内容であることの保証も同様に重要である。
- eヘルス: eヘルスは、帯域幅、セキュリティ、プライバシー、ユーザー中心のサービス提供に依存しており、eヨーロッパの主要なテーマが簡約されてい

る。アクセスを向上させ、優れたケアを提供し、コスト抑制を助けるために技術をフル活用すれば、eヘルスは地域レベル、国家レベル、欧州レベルでの保健政策の中心に位置づけられる。現在、ほとんど加盟国は独自のeヘルス計画を設けており、eヘルス支出にどれだけの予算を投入すべきかということについて具体的な予算目標を定めている国もある。

- － eビジネス：eコマースのデータを見るとオンライン売上が着実に増加していることが明らかであるが、ICTを事業プロセスに完全に統合させるためにはやらなければならないことが依然として残されている。eビジネスの法的枠組みが形成されつつあり、加盟国は電子署名、eコマース、著作権に関するEU指令を国内法に置き換えている。こうした指令は、公共部門についての電子調達指令で先般承認されたパッケージにより補完される。
- － ブロードバンド：加盟国は、2003年春の欧州閣僚会議において、ブロードバンドに関する国内戦略を2003年末までに実施することに合意し、ほとんどの加盟国はそうした戦略を欧州委員会に通知済みである。EUは、農村地域や遠隔地域あるいは経済的に不利な条件にある都市地域におけるブロードバンド開発を促進するための構造基金を利用するなどにより、欧州内の低経済地域におけるブロードバンドのインフラストラクチャへの投資を促進するための行動をしている。
- － セキュリティ：ネットワークと情報のセキュリティは情報化社会の必要条件である。欧州ネットワーク情報セキュリティ庁が今年中に設置されることは進捗を示す歓迎すべき印である。しかし、こうした問題に取り組むための正式な「セキュリティ」政策を設けている企業は54%しかない。
- － eインクルージョン：報告書では、eアクセシビリティ基準、WAI（Web Accessibility Initiative）ガイドライン、アクセス可能なウェブページに対する共通のラベリング規則の実施を提言している。不利な条件下に置かれている人口グループや地域にとってのアクセス可能性を向上させるために、パソコン、デジタルテレビ、第三代モバイルなど様々なプラットフォームでのアクセスをさらに促進することが提案されている。ICTアクセスやデジタルリテラシーキャンペーンも重要な役割を果たすであろう。



#### 4.3.3 今後の実施見通し

eヨーロッパ活動の実施については、EU加盟国間で特に国内ブロードバンド戦略に関する比較を確立すべく綿密な監視が行われる。さらに、EUはOECD情報経済作業部会においても非常に積極的であり、各国のICT戦略の国際的比較を確立するために詳細なデータや情報を提供している。

## 4.4 ブロードバンドへの投資を刺激する競争環境の構築

### 4.4.1 提言の要旨

競争原則に刺激される競争環境を構築し、すべての市場参加者にとっての平等な競争条件を確保することにより、ブロードバンドのインフラストラクチャやサービスへの投資が刺激され、技術革新が促進されるであろう。

### 4.4.2 実現された措置およびその現状

欧州委員会の企業・情報化社会担当委員のエリッキ・リッカネン氏はEUが成長、生産性、雇用の原動力として情報化社会による影響を最大限にしようとするならば、我々はさらなる投資のための適切な環境を作らなければならないと述べ、「我々の報告書<sup>4</sup>はこの部門の状況を調べたものである。前年と比べて大幅な向上が見られるが、これは主としてモバイル、ブロードバンド、インターネットのサービスにおける成長が継続していることによるものである。2004年には、回復の重要な推進力としてモバイルデータサービスの需要がブロードバンドに取って代わるかもしれない。規制の枠組みや技術はすでに存在しているが、その潜在性を十分に活用するためには、eヨーロッパを実現するための最高レベルでの政治的関与を明確にし、新たにすることが必要である」と語った。

2000～2001年の急激な下降を受けた2年間にわたる整理統合を経て、現在ではこの部門がより強力に成長するための条件が整っているようである。電気通信部門は2003年にまずまずの拡大をした。収益の推定増加率は2.6%で、これは名目GDPと同等の率である。こうした収益全体の増加のほとんどはモバイルサービスのものがあるが、ブロードバンドサービスやインターネットサービスも拡大を続けている。ブロードバンド接続数は2003年10月までの12ヶ月間でほぼ倍増し、EU全体で約2000万件にわたっている。しかし、ブロードバンド契約レベルは加盟国によって大幅な開きがあり、デジタルディバイド（情報格差）の拡大を回避するための措置が引き続き必要であることを示している。3Gサービスもその存在が感じられるようになり、5ヶ国の加盟国で約50万人の契約者がいる。移動中の電子メール、インターネット、オンラインサービスのための高速データアクセスの需要に刺激されて、2004年末までには商用サービスを提供する3Gネットワークが40を超えるはずである。

---

<sup>4</sup> 欧州の高速接続：電気通信部門における最近の展開

今後の向上は、ICTへの投資が回復するかどうかにかかっているだろう。インターネットバブルの崩壊以後、電気通信事業者は整理統合計画の一環として設備投資を減少させている。部門全体が再び成長に転じるためには設備投資の回復が必要である。投資率は政策決定者の行動により影響される。新たな規制の枠組みが実行されれば投資に対する法的な確実性が高まるであろう。国家のブロードバンド戦略が実行されれば付加的な需要が生じ、規制面や技術面の障壁が撤廃されれば3Gネットワークの展開が促進されるであろう。

#### 4.4.3 今後の実施見通し

上記の所見に従い、報告書「欧州の高速接続：電気通信部門における最近の展開」では措置を講じるべき4つの優先分野が特定されている。

- 一 規制課題への取り組み。電気通信に関する新たな規制の枠組みについての加盟国による置き換えが遅れているあるいは不正確であることが、競争を抑制し、不確実性を生み出している。新たな措置の置き換えを怠った一部の加盟国に対する違背手続きが進められている。既存加盟国と新規加盟国の両方によるこうした規則の完全かつ効果的な実施が2004年も引き続き最高優先課題となっている。さらに、こうした新規則は各国の規制機関によって一貫して適用されなければならない。重大な市場支配力を備えた事業者に課せられる救済策に関して今年中に発表予定の共通ガイドラインが特に重要であろう。このガイドラインは、規制当局が適切な投資奨励策を提供し、新興市場に対して不適切な責務が課せられないことを確保するために役立つはずである。
- 一 ブロードバンドの未定境地域へのエリア拡大。eヨーロッパ行動計画の中で、加盟国は今年を始めまでに国内のブロードバンド戦略を発表することに合意していた。デンマーク、フィンランド、ギリシャ、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリス、ポーランドはいずれもそうした戦略を最終承認済みである。ブロードバンドサービスの導入を正当化するだけの十分な需要がないために情報化社会の進展が遅れるリスクのある地域の特定に特に重点を置くべきである。EU資金は、国家レベル、地域レベル、地方レベルでの措置と共に何らかの役割を果たしうる。そうした分野で構造基金がどのように使用されるかということに関するガイドラインが存在している。ベストプラクティスや革新的なソリューションについての情報交換には、今年中に設立予定のデジタルディバイドに関するフォーラムが役立つだろう。欧州委

員会もこうした国内戦略に関する報告を夏までに行う。

- 需要の刺激。EU内の大半の家庭はブロードバンドにアクセス可能であるにもかかわらず、ブロードバンド接続を選択しているのはごく一部にすぎない。導入でなく利用が、ブロードバンド市場における最大の問題になりそうである。ブロードバンド受給率が最高レベルの国々における経験では、価格を引き下げ、革新的なオンラインサービスを促進するための効果的なネットワークベースの競争の重要性が示されている。さらに、加盟国による需要刺激策も何らかの役割を果たしうる。加盟国は、地方政府や国家、保健、教育などの主要サービスにおけるICT利用の拡大を促進し、オンライン化している。これと同時に、セキュリティ、デジタル権利管理、異なるサービスや装置の相互運用性に取り組むための措置も講じられなければならない。2004年夏までに完了予定であるeヨーロッパ2005行動計画の中期レビューによって、さらなる支援機会が示される。
  
- 第三代モバイル通信の順調な立ち上げ。モバイル通信と技術プラットフォームの報告では、モバイルサービスの将来にとっての重要な部門関係者の戦略的ビジョンが示されており、商業面や規制面の一連の課題が強調されている。集中型でデータ主導のこうした 3G世界はGSMの音声ベースの世界よりも複雑なものになる。これを使いこなすことができれば、すばらしい新サービスを提供することができ、EU内の生産性を大きく刺激することができる。欧州委員会は今年中にもそのアプローチを定める予定であり、利害関係者と協力してモバイル通信の領域における戦略研究の優先順位の定義付けを継続する。